

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金  
理事長 今井 敏 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

農業保証保険システムの再構築に係る開発、サーバ等更改及び運用・保守等業務一式に係る入札に関し、応札者の条件に適合することを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合には、調達仕様書一式に従い、万全を期して業務を行います。万一不測の事態が生じた場合には、独立行政法人農林漁業信用基金理事長の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

## 適合証明書

要求事項	回答	資料 No.	
本作業の受注者としては、以下の 1. ～18. の条件をすべて満たすことが不可欠である。			
1.	AP 改修・保守チーム及び機器導入チーム所属部門の品質管理体制について「ISO9001: : 2015」、「JIS Q 9001 : 2015」又は、組織としての能力成熟度について CMMI レベル 3 以上のうち、いずれかの認証を受けていること。又は、これらに準じた品質管理体制を構築・運用していること。(確認できる資料を添付すること。)	○or×	
2.	<p>応札希望者は「ISO9001: : 2015」、「JIS Q 9001 : 2015」又は、組織としての能力成熟度について CMMI レベル 3 以上のうちいずれの認証も受けていないものの「これらに準じた品質管理体制を構築・運用している」と信用基金が認める場合は、入札への参加を可能とする。</p> <p>本確認を受けるために以下の書類を提出すること。なお、提出された書類において、本調達にかかる品質管理体制が確保できないと信用基金が判断した場合は、入札に参加することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品質管理に関する明文化された規程及び体制図</li> <li>・品質管理体制に関する誓約書</li> </ul>	○or×	
3.	セキュリティ管理体制について、全チームの担当部門は、プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証 (国際規格)、JIS Q 27001 認証 (日本産業規格) のうち、いずれかを取得していること。 (作業場所のある事業所での認証を確認できる資料を添付すること。)	○or×	
4.	過去 3 か年分の財務諸表を提出し、経営状態が健全であることを証明すること。また、当該財務諸表には、公認会計士若しくは監査法人による監査報告書の写し、又は、民間で使用されている「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」(日本税理士会連合会作成) 若しくは「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」(日本税理士会連合会作成) を用いて税理士が確認した結果の写しを添付すること。	○or×	
5.	標準ガイドライン群に準拠した官公庁が利用する Web オンライン情報システム的设计・開発を行った実績を過去 5 年以内に有すること。(実績を説明する資料及び確認できる資料 (契約書の案件名、契約期間、契約当事者名を確認できる部分の写し等) を添付すること。)	○or×	
6.	1, 0 0 0 ファンクションポイント以上又は、5 0 キロ SLOC 以上の開発又は改修、移行、AP 保守及び運用の実績を有していること。 (委託事業として実施したもの及び現在契約中のものを含めるものとするが、その実績を信用基金に明示すること。なお、納入実績等があったとしても、システムの受注者から委託若しくは代理委任若	○or×	

要求事項	回答	資料 No.
しくは下請けされたものである場合は実績には含まれないものとする。実績を説明する資料及び確認できる資料（契約書の案件名、契約期間、契約当事者名を確認できる部分の写し等）を添付すること。）		
7. 本調達業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。	○or×	
8. 複数事業者による共同提案の場合、調達仕様書「8.3 複数事業者による共同提案」の要件を満たすこと。 （確認できる資料を添付すること。共同提案でない場合はその旨を回答欄に記載すること。）	○or×	
9. 調達仕様書「8.4 履行可能性審査に関する要件」に基づいた実施計画書（案）及び情報セキュリティ管理計画書（案）を作成し提出すること。情報セキュリティ管理計画書(案)は本業務で取り扱う情報等の特性を十分に踏まえて作成したものであること。なお、提出された実施計画書（案）及び情報セキュリティ管理計画書（案）において履行可能性を認めることができないと信用基金が判断した場合は、入札に参加することはできない。	○or×	
10. 情報システムの調達の公平性を確保するため、応札希望者は、以下に挙げる事業者並びにこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。 ・前年度及び今年度の「最高情報セキュリティアドバイザー及び情報化統括責任者補佐官業務」の受注者。	○or×	
11. 調達仕様書「5.2 管理体制」により、適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が情報に接することがないか。	○or×	
12. 受注者における遂行責任者は、1,000ファンクションポイント以上又は50キロSLOC以上の設計・開発の遂行責任者としての経験を複数有すること。また、クリティカルパスのツール(PDM)による進捗管理に精通し、経験を有すること。 （実績等を確認できる資料を添付すること。）	○or×	
13. AP改修・保守チームリーダーは、長期に亘る情報システムの設計・開発又はシステム基盤導入の経験を有し、その中でリーダークラスとして複数案件を経験していること。 （実績等を確認できる資料を添付すること。）	○or×	
14. 遂行責任者又は、チームリーダーのうち1名は、以下のいずれかであること。 （ア）プロジェクトマネジメント協会(PMI)が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP : Project Management	○or×	

要求事項	回答	資料 No.
<p>Professional)の認定者。</p> <p>(イ) 情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者。</p> <p>(ウ) 技術士(情報工学部門又は総合技術監理部門(情報工学を選択科目とする者))の資格を有する者。</p> <p>(エ)「ITスキル標準 V3 2011」(平成 24 年 3 月 26 日 独立行政法人 情報処理推進機構)における「プロジェクトマネジメント」のいずれかの専門分野で達成度指標及びスキル熟達度ともにレベル 4 以上に相当する知識・経験を有する者。</p> <p>(実績、資格等を確認できる資料を添付すること。)</p>		
<p>15. A P 改修及び A P 保守チームには、それぞれ情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、次に掲げる試験区分いずれかの合格者を 1 名以上含むこと。</p> <p>(ア) システムアーキテクト試験</p> <p>(イ) データベーススペシャリスト試験</p> <p>(ウ) ネットワークスペシャリスト試験</p> <p>(資格等を確認できる資料を添付すること。)</p>	○or×	
<p>16. A P 改修・A P 保守チーム、運用チームのうち 1 名以上は、情報処理の促進に関する法律(昭和 45 年 5 月 22 日法律第 90 号)第 15 条の規定に基づく情報処理安全確保支援士の登録を受けている者であること。</p> <p>(資格等を確認できる資料を添付すること。)</p>	○or×	
<p>17. 調達仕様書及び要件定義書等の附属文書の記載内容すべてを理解し、全ての要求項目を満たすこと。ただし、提案や作業過程での変更箇所を除く前提とする。</p> <p>(全ての資料を理解し、要求項目を全て満たすことを簡潔に記載した資料を添付すること。ただし、提案や作業過程での変更箇所を除く前提としてよい。資格、実績等については対象の項番を明記し、証明資料を添付すること。なお、他の項番で記載、添付のものを本項番に重複して記載、添付する必要はない。該当箇所が明確で、網羅性があれば、ある程度包括的な記載でよい。)</p>	○or×	
<p>18. 調達仕様書で参考資料として示す以下の資料を設計開発作業の主要な作業従事者が一読し、理解していること。</p> <p>①標準ガイドライン群</p> <p>②政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群</p> <p>(理解していることを記載した資料を添付すること。)</p>	○or×	